

# 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前（満18歳に到達した後の最初の3月31日まで）の児童を養育しているかたに支給されます。

**児童手当を受給するには申請が必要です！必ず15日以内※にご申請を！**

児童手当は、支給対象者がお住まいの市区町村（公務員のかたは勤務先）に認定請求（申請）を行い、認定を受けることにより、**原則として請求した日の属する月の翌月から支給**されます。このため、**申請がない場合は、手当が支給されません。**

※誕生日または転出予定日の翌日から起算して15日以内

## 対象児童（どの子が対象ですか？）

日本国内に住所を有する中学校修了前（満18歳に到達した後の最初の3月31日）までの児童

## 支給対象者（だれに支給されますか？）

川口市内に住所を有し、対象児童を養育している以下のいずれかに該当するかたのうち、主たる生計維持者（所得が高いかた）

- ①.対象児童の父または母
- ②.未成年後見人
- ③.父母指定者
- ④.上記の1～3のいずれにも養育されていない対象児童を養育するかた

## 手当額（いくら支給されますか？）

年齢	支給金額 (1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
0歳から3歳になった月まで	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで（満22歳に到達した後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

## ●対象児童（どの子が対象ですか？）

日本に住所を有する中学校修了前（満18歳に到達した最初の3月31日まで）の児童  
 ※教育を目的とした留学により児童が国内に住所を有しておらず、一定の要件を満たす場合は、例外的に支給対象となることがあります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

## ●支給対象者（だれに支給されますか？）

川口市内に住所を有し、対象児童を養育している以下のいずれかに該当するかたのうち、主たる生計維持者（所得が高いかた）が児童手当の支給を受けることができます。※公務員のかたは勤務先でご申請ください。

### ア. 一般受給資格者

- 1.対象児童の父または母
- 2.未成年後見人
- 3.父母指定者
- 4.上記1～3のいずれにも養育されていない対象児童を養育するかた

### イ. 施設等受給資格者

対象児童が委託され又は入所、入院している以下の施設の設置者等

小規模住宅型児童養育事業者	里親	障害児入所施設
指定発達支援医療機関	乳児院	児童養護施設
児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害者支援施設
のぞみの園	救護施設	更生施設
婦人保護施設		

## ●手当の支給日（いつ、どのように支給されますか？）

児童手当は年6期（2月期、4月期、6月期、8月期、10月期、12月期、2月期）に分けて、各期の前2か月分の手当を各期の10日に指定された受給者の口座にお振込みいたします。

支払月期	手当月分
4月期	2月、3月
6月期	4月、5月
8月期	6月、7月
10月期	8月、9月
12月期	10月、11月
2月期	12月、1月

※1 支給日が土日祝日等の閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日にお振込みいたします。

例 6月10日が土曜日に該当 ▶ 6月9日に振込

※2 支給日までに認定が間に合わない場合は、認定後、上記の支払月期以外でもお振込みいたします。

### 第3子以降の数の例（児童手当）

長男	23歳（社会人）	支給対象外（22歳を超えているため第1子に数えません）
長女	20歳（大学生）	第1子（支給対象外）
次女	17歳（高校生）	第2子（10,000円）
次男	14歳（中学生）	第3子（30,000円）

## ●手当の支給を受けるとき

手当の支給を受けるときは、認定請求手続きが必要です。手当は原則として、請求した日の属する月の翌月分から支給されますが、出生や転入等（以下「事由」といいます。）が月末に近い場合は、請求日が翌月になっても事由発生日の翌日から数えて **15日以内**であれば、請求した月分から手当を支給します。必ず15日以内に認定請求手続きを行ってください。

事由	申請期日	申請書・必要なもの
はじめて子どもが生まれたとき	出生日の翌日から数えて15日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 認定請求書</li> <li>・受給者本人の本人確認書類</li> <li>・受給者名義の口座確認書類</li> </ul>
川口市に転入してきたとき	転出予定日の翌日から数えて15日以内	
退職等により公務員でなくなる時	職場から発行される児童手当消滅通知の発行日の翌日から数えて15日以内	
新たに対象児童を養育するようになったとき（離婚・婚姻等）	離婚や婚姻日の翌日から数えて15日以内	

※1 個別の状況に応じて書類の提出を求める場合があります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

※2 本人確認書類は顔写真つきの公的証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）もしくは保険証のいずれか1点をお持ちください。

※3 児童手当の振込先として指定できる口座は**受給者本人名義**のものに限ります。

## ●手当の支給が終わるとき

手当の受給要件を満たさなくなった場合は、消滅届の手続きが必要です。

事由	申請書・必要なもの
対象児童が満18歳に到達した後の最初の3月31日を迎えたとき	申請不要
受給者が川口市外に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 受給事由消滅届</li> <li>・受給者及び申請者の本人確認書類</li> </ul>
受給者が公務員になったとき	
対象児童を養育しなくなったとき（離婚・施設入所等）	
受給者がお亡くなりになったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 受給事由消滅届</li> <li>・未支払児童手当・特例給付請求書</li> </ul>

※1 手当の受給要件を満たさなくなった場合は、速やかに申請してください。申請が遅れた場合は、児童手当の過誤払いが発生し、**受給された手当を返納していただく**ことがあります。

※2 市外転出する場合は、転出先の市区町村で児童手当の認定請求手続きをしていただく必要があります。**転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先の市区町村でご申請**ください。

※3 消滅届の手続き後、新たに受給者となるかた（対象児童の養育者となるかた）は認定請求手続きが必要となります。また、受給者がお亡くなりになった際、児童手当に未支払い分があるときは、未支払請求をしていただくことで、児童名義の口座に手当をお振込みいたします。

## ●その他、手続きが必要なとき

以下の事由に該当する場合は、速やかにお手続きください。

主な事由	申請書
第2子以降の子どもが生まれたとき（手当額が増えるとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 額改定請求書</li> </ul>
養育する児童が減ったとき（手当額が減るとき）	
養育している児童のみ住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 監護・生計（同一・維持）申立書</li> </ul>
大学生年代（18歳から22歳）の子を含めて3人以上養育しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監護相当・生計費の負担についての確認書</li> </ul>
児童手当の振込先を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 指定金融機関変更届</li> </ul>

## ●申請場所等

1.川口市役所子育て支援課窓口（市役所第二庁舎4階）

住所：川口市中青木1丁目5番1号
受付時間：【平日】午前8時30分から午後5時15分

2.市内各支所（芝・新郷・神根・安行・鳩ヶ谷）

受付時間：【平日】午前8時30分から午後5時15分
---------------------------

3.川口駅前行政センター・東川口駅前行政センター

受付時間：【平日】午前8時30分から午後8時 【土日祝日】午前8時30分から午後5時
--

以下のお手続きについては、令和4年4月1日から電子申請が可能になりました。

1. 児童手当 認定請求	スマート申請 （ホームページのリンクからアクセスできます）
2. 児童手当 消滅届	
3. 児童手当 額改定請求	ログフォーム （ホームページのリンクからアクセスできます）
4. 児童手当 指定金融機関変更届	

※1 及び2の申請にはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（PC端末をご利用のかたは、マイナンバーカードに対応したICカードリーダー）が必要です。

## ●現況届（毎年6月）

現況届は、引き続き児童手当の受給要件を満たすかどうかを確認するため、毎年6月に提出していただく書類です。

「現況届」は、毎年6月に月上旬に受給者あてに送付しています。

（注意）現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ！重要！

法令改正により、令和4年6月1日（令和4年10月支給分）から、受給者の負担軽減のため、現況届の一律の提出義務が廃止され、市で公簿等の確認を行うことで、原則として現況届の提出が不要となります。

ただし、以下に該当するかたは、書類等により事実確認を行う必要があるため、引き続き現況届の提出が必要となります。なお、現況届の提出が必要となるかたへは、従来どおり現況届を送付いたします。

- 1.離婚後300日以内に生まれ、戸籍及び住民票の記載がない児童を養育するかた
- 2.受給者が未成年後見人となっている場合（法人の場合のみ）
- 3.離婚協議中で児童と同居しているかた。
- 4.受給者がDV避難者の場合
- 5.施設等受給者（対象児童が入所する施設の設置者）
- 6.上記1～5の他、個別の状況により現況届の提出が必要なかた

※現況届が不要な場合でも、所得申告等の必要な手続きを求める場合があります。

## ●寄附の申し出

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、手当の全部または一部を川口市に寄附することができます。寄附を希望されるかたは、各支払月の前月10日までに所定の手続きが必要です。詳細につきましては子育て支援課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

川口市子育て支援課手当係（児童手当担当）

電話：（048）258-1113（直通）

川口市役所第二庁舎4階（川口市中青木1丁目5番1号）